

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正に伴う改正

一 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号。以下「法」という。）第四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、審査予定裁判官の住所、生年月日及び最高裁判所裁判官（以下「裁判官」という。）に任命された年月日（以下「任命年月日」という。）その他総務省令で定める事項とすること。（第一条関係）

二 法第五条第三項又は第五項に規定する政令で定める事由は、審査に付されたことがある通知裁判官又は新通知裁判官（直近に付された審査の期日以後引き続き裁判官である者に限る。）が、審査の告示の時に於いて、直前に付された審査の期日から十年を経過していないこととすること。（第二条関係）

三 法第五条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次の1から4までに掲げる事項とすること。

（第三条関係）

1 審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日

2 法第四条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する場合（法第十四条の

二第四項に規定する場合に限る。）には、法第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者がある旨

3 法第五条第三項に規定する場合（同条第四項に規定する場合を除く。）又は同条第五項に規定する場合には、法第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に審査に付される裁判官とならなかった者がある旨

4 その他総務省令で定める事項

四 法第十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による掲示の方法については、次のとおりとすること。

1 市町村の選挙管理委員会は、第三条第二号又は第三号に規定する場合には、法第十四条の二第三項の規定による掲示を、審査の告示の日の翌日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）から審査の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十五条の四に規定する者に限る。2において同じ。）

の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするとともに、審査の当日、投票

所（共通投票所を含む。2において同じ。）内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならないものとする。こと。（第五条第一項関係）

- 2 市町村の選挙管理委員会は、法第五条の三第一項又は第三項に規定する場合には、法第十四条の二第三項の規定による掲示を、法第五条の三第二項又は第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた後直ちに、審査の期日の前日までの間（審査の告示の日に当該通知を受けた場合には同日の翌日から審査の期日の前日までの間とし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には同日の翌日から審査の期日の前日までの間に当該通知を受けたときは審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間とする。）、期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするるとともに、審査の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならないものとする。こと。（第五条第二項関係）

- 3 1及び2に定めるもののほか、法第十四条の二第三項の規定による掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定めるものとする。こと。（第五条第三項関係）

五 法及びこの政令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法施行令第四十八条第三項及び第四項の規定による繰延投票の通知に関する部分を除く。）及び開票の例によるものとする。ただし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合における市町村の選挙管理委員会の委員長に対して行う1に掲げる行為は審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行うことができるものとし、市町村の選挙管理委員会の委員長が行う2に掲げる行為は審査の告示の日の翌日（同項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）以後直ちに行うものとする。 （第十三条関係）

1 公職選挙法施行令第五十条第二項若しくは第五十一条第一項又は同条第二項において準用する同令第五十条第四項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

2 審査の告示の日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前八日）までに公職選挙法施行令第五十条第一項若しくは第四項、第五十九条の四第一項又は第五十九条の五の四第五項の規定の例による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合における同令第五十三条第一項第一号若しくは第三号、第五十九条の四第四項又は第五十九条の五の四第七項の規定の例による

投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送

六 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の三第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示（法第五十二条に規定する掲示をいう。）に掲載している当該通知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならぬものとする。こと。（第二十条第二項関係）

七 点字投票の投票用紙について、所要の改正を行うものとする。こと。（別記様式関係）

八 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第二 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行するものとする。こと。（附則第一項関係）

二 この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日

までにその期日を告示された審査については、なお従前の例によるものとする。 (附則第二項関係)